

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 28 年 5 月 17 日
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役（兼）代表執行役社長 小林 稔
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目 14 番 1 号
【電話番号】	(03) 3555-6210（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 山崎 昇一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目 14 番 1 号
【電話番号】	(03) 3555-6210（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 山崎 昇一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0 円 本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 第 11 回新株予約権 460,598,200 円 (注) 1. 本募集は、平成 27 年 6 月 20 日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成 28 年 5 月 17 日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものです。 2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0 円とします。 3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	大阪支店

(大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号)

岡山支店

(岡山県岡山市北区下石井二丁目1番3号)

神戸支店

(兵庫県神戸市中央区江戸町95番地)

横浜支店

(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2)

千葉支店

(千葉県千葉市中央区新町3番地13)

名古屋支店

(愛知県名古屋市中区栄三丁目1番26号)

越谷支店

(埼玉県越谷市南越谷一丁目16番地8)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】
(第 11 回新株予約権証券)

発行数	4,958個
発行価額の総額	0 円
発行価格	0 円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成28年 5 月25日～平成28年 5 月31日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	いちよし証券株式会社総務部 東京都中央区八丁堀二丁目14番 1 号
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成28年 6 月 1 日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 本新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）は、平成 27 年 6 月 20 日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成 28 年 5 月 17 日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものです。
- 2 申込方法
申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとします。
- 3 本新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社取締役、執行役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対して割り当てられます。
- 4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数
本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりです。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役及び執行役	5 名	410 個
当社執行役員	14 名	630 個
当社従業員	993 名	3,335 個
当社子会社（※）の取締役	5 名	330 個
当社子会社（※）の執行役員	6 名	210 個
当社子会社（※）の従業員	21 名	43 個
合計	1,044 名	4,958 個

※当社子会社とは、以下の 3 社を指します。
(株) いちよし経済研究所、いちよしアセットマネジメント（株）、いちよしビジネスサービス（株）
なお、(株) いちよし経済研究所、いちよしアセットマネジメント（株）は、100%子会社ではありません。

(2) 【新株予約権の内容等】
(第 11 回新株予約権証券)

新株予約権の目的 となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、議決権を有しています。また、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的 となる株式の数	495, 800株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。ただし、付与株式数は（注） 1. の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使 時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 2 行使価額 929円 3 行使価額の調整 行使価額は（注） 2. の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価額の総額	金460, 598, 200円
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額	1 発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の 1 株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。 2 資本組入額 ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使 期間	平成30年 6 月 2 日から平成33年 6 月 1 日まで
新株予約権の行使 請求の受付場所、 取次場所及び払込 取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 いちよし証券株式会社総務部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当場所はありません 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ 銀行日本橋中央支店
新株予約権の行使 の条件	1 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。 2 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めません。 3 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとします。
自己新株予約権の 取得の事由及び取 得の条件	新株予約権の取得条項は定めません。

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。 ⑧新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。

（注）1. 付与株式数の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 行使価額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
- (2) (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第 281 条第 1 項の規定に従い、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

4. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となります。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに新株予約権者が予め開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行うものとします。

5. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

新株予約権の目的となる株式について、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）（注）1.	発行諸費用の概算額（円）（注）2.	差引手取概算額（円）
460,598,200	1,000,000	459,598,200

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社が当社取締役、執行役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対して報酬の一部として当社の新株予約権証券を付与することを目的としており、資金調達を目的としておりません。

また、本新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生しません。

したがって、差引手取概算額は運転資金に充当する予定ですが、具体的な使途については現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定します。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第 4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 73 期(自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日) 平成 27 年 6 月 23 日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

(第 74 期第 1 四半期) (自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 27 年 6 月 30 日) 平成 27 年 8 月 13 日関東財務局長に提出

(第 74 期第 2 四半期) (自平成 27 年 7 月 1 日 至平成 27 年 9 月 30 日) 平成 27 年 11 月 12 日関東財務局長に提出

(第 74 期第 3 四半期) (自平成 27 年 10 月 1 日 至平成 27 年 12 月 31 日) 平成 28 年 2 月 12 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成 27 年 6 月 24 日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を平成 28 年 3 月 10 日関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第 73 期有価証券報告書、第 74 期第 1 四半期報告書、第 74 期第 2 四半期報告書及び第 74 期第 3 四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成 28 年 5 月 17 日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日(平成 28 年 5 月 17 日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

いちよし証券株式会社 本店

（東京都中央区八丁堀二丁目14番1号）

大阪支店

（大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号）

岡山支店

（岡山県岡山市北区下石井二丁目1番3号）

神戸支店

（兵庫県神戸市中央区江戸町95番地）

横浜支店

（神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2）

千葉支店

（千葉県千葉市中央区新町3番地13）

名古屋支店

（愛知県名古屋市中区栄三丁目1番26号）

越谷支店

（埼玉県越谷市南越谷一丁目16番地8）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。